

# 伊予市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 31 日

伊予市告示第 65 号

伊予市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成 19 年伊予市告示第 21 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るため、し尿及び生活排水を処理するための浄化槽の適正な設置及び維持管理を行う者に対し、市が予算の範囲内において補助金を交付することに関し、伊予市補助金交付規則（令和 3 年伊予市規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、規則において使用する用語の例による。

(1) 下水道等 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）の規定により伊予市が管理する公共下水道及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）の規定により伊予市が管理する農業集落排水施設をいう。

(2) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽であって、次に該当するものをいう。

ア 処理対象人員が 10 人以下のものにあつては、全国浄化槽推進市町村協議会の高度処理型登録を受けたもの

イ 処理対象人員が 11 人以上 20 人以下のものにあつては、次のいずれかに該当するもの

(ア) 放流水の総窒素を 1 リットルにつき 20 ミリグラム以下又は総磷を 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下にする機能を有するもの

- (イ) 放流水の総窒素を1リットルにつき20ミリグラム以下及び総磷を1リットルにつき1ミリグラム以下にする機能を有するもの
  - (ウ) BOD除去率97パーセント以上で、放流水BODを1リットルにつき5ミリグラム(日間平均値)以下にする機能を有するもの
- (3) くみ取り槽 し尿を貯留し、これを定期的にくみ取って処分する方式の便槽をいう。
- (4) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (5) 住宅 居住の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上を占める建築物をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付の対象となる区域(以下「補助対象区域」という。)は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。

- (1) 下水道等の整備計画のない区域
- (2) 下水道等の整備計画区域内で下水道法第4条第1項の規定により定められた事業計画の区域を除く区域
- (3) その他市長が特に必要と認める区域

(補助事業の内容等)

第4条 補助事業の内容、補助対象経費及び補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 補助事業の対象となる合併処理浄化槽の人槽区分は、5人槽、7人槽、10人槽までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合に限り、11人槽から20人槽までを対象とすることができる。

2 補助事業は、当該事業に着手する年度の2月10日までに完了し、当該年度の2月末日までに市の完了検査を受けこれに合格しなければならない。

(補助事業者の要件)

第5条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 補助事業が完了する年度の3月31日において、当該補助事業による合

併処理浄化槽の設置場所又は当該浄化槽と接続する住宅の所在地に住民票を有する者であること。ただし、特段の事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、浄化槽法その他の規程に基づく合併処理浄化槽の設置確認等を得ていること。
- (3) 住宅又は合併処理浄化槽を設置する土地を借りている者にあつては、補助事業の実施について住宅所有者の承諾を得ていること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に該当しない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は補助事業者としない。

- (1) 販売又は賃貸の目的で合併処理浄化槽を設置する者
- (2) その他市長が不相当と認める者

（補助金の交付申請）

第 6 条 規則第 5 条第 1 項に規定する申請は、様式第 1 号により行うものとする。

2 申請の期間は、補助事業を実施する年度の 4 月 1 日から 12 月 20 日までとする。

（補助金の交付決定）

第 7 条 規則第 6 条第 1 項に規定する補助金の交付の可否の決定は、前条第 1 項の規定により提出された申請書を受け付けた順序により行うものとする。

2 規則第 6 条第 3 項に規定する通知は、様式第 2 号により行うものとする。

（補助事業の変更等）

第 8 条 規則第 8 条に規定する承認の申請は、様式第 3 号により行うものとする。

（変更等の承認の決定）

第 9 条 規則第 9 条第 2 項に規定する通知は、様式第 4 号により行うものとする。

（実績報告）

第 10 条 規則第 12 条第 1 項に規定する報告は、様式第 5 号により行うもの

とする。

(補助金の額の確定)

第 11 条 規則第 13 条に規定する通知は、様式第 6 号により行うものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 規則第 15 条第 2 項に規定する請求は、様式第 7 号により行うものとする。

(取得財産の処分)

第 13 条 規則第 18 条ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に規定する耐用年数に相当する期間とし、同条第 2 号に規定する機械及び重要な器具は、補助事業により設置した合併処理浄化槽とする。

2 市長は、補助事業者が補助事業により設置した合併処理浄化槽を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(補助事業の施工検査等)

第 14 条 市長は、浄化槽の機能及び構造が、浄化槽法に規定する技術上の基準に適合しているか等補助事業の適正な執行を図るため、職員を補助事業者の行う浄化槽設置工事の施工現場に立ち入らせ、確認させることができる。

2 市長は、補助事業者に対し、補助事業の完了後必要あるときは、浄化槽の管理状況その他の事項について調査を行い、又は報告を求めることができる。

3 補助事業者は、前 2 項の規定に基づき行う施工検査若しくは調査又は報告に協力しなければならない。

(補助事業者の責務)

第 15 条 補助事業者は、浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び水質検査を定期的に実施し、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理に努めなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の伊予市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付決定を受けている者に係る当該補助金の額については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月28日告示第55号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年1月9日告示第4号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	補助事業の内容	補助対象経費	補助金の額
新築等	住宅の新築に伴い、合併処理浄化槽を設置する事業	設置する合併処理浄化槽の本体費用及び本体の設置に必要な経費（流入又は放流に係る管きよ及びますに係る経費を除く。）	(1) 5人槽 199,000円（定額） (2) 7人槽 248,000円（定額） (3) 10人槽 328,000円（定額） (4) 11人槽以上20人槽以下 市長が別に定める額
	既存建物を取り壊し、住宅を新築することに伴い、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする事業		
	既存建物の増築又は改築に伴い、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする事業。ただし、当該設置替えにより処理対象人員が増加する場合に限る。		
転換	既存建物の増築又は改築に伴い、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする事業。ただし、当該設置替えにより処理対象人員に変更がない場合又は減少する場合に限る。	設置する合併処理浄化槽の本体費用及び本体の設置に必要な経費（流入又は放流に係る管きよ及びますに係る経費を除く。）	(1) 5人槽 360,000円（定額） (2) 7人槽 462,000円（定額） (3) 10人槽 585,000円（定額） (4) 11人槽以上20人槽以下 市長が別に定める額
	既存建物の増築又は改築を行わず、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする事業		
	くみ取り槽から合併処理浄化槽へ設置替えする事業		
撤去費	転換に伴い単独処理浄化槽又はくみ取り槽を全て撤去する事業	撤去に要する経費（流入又は放流に係る管きよ及びますに係る経費を除く。）	(1) 単独処理浄化槽 上限150,000円 (2) くみ取り槽 上限120,000円

伊予市長 様

住 所

氏 名

電 話 （ ） —

浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設置場所	伊予市			
2 予定工期	自 令和 年 月 日 / 至 令和 年 月 日			
3 申請区分	(1) 新築 (2) 転換 人槽			
4 工事費(見積額)a	円			
5 交付申請額 b	円			
6 撤去費 c	単独処理浄化槽	円	くみ取り槽	円
7 自己資金額(a-b-c)	円			
8 住宅所有者	(1) 本人 (2) 共有 ( 人) (3) その他			
9 門標番号	第 号			

※添付書類

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書(写)
- (2) 設置場所の位置図、配置図(設置家屋・放流先を明示)、建物平面図及び浄化槽配管配置図(延床面積を明示)、既存処理浄化槽等の配置図(撤去費の補助を受ける場合)
- (3) 住宅又は合併処理浄化槽を設置する土地を借りている者は、所有者の承諾書
- (4) 浄化槽設置工事費見積書(写)(撤去費の補助を受ける場合は、費用の内訳が明記されたもの。)
- (5) 全国浄化槽推進市町村協議会の登録制度による登録証(写)、登録浄化槽管理表(C票)、浄化槽保証登録証(登録浄化槽の場合)、浄化槽構造図(登録浄化槽でない場合)
- (6) 口座振替依頼書及び通帳(写)
- (7) 浄化槽設置整備事業補助金交付申請に関する委任状(別紙1)
- (8) 浄化槽設置整備事業補助金交付申請に関する誓約書兼同意書(別紙2)
- (9) 既設槽を撤去できない場合は、理由書(別紙3)
- (10) その他市長が必要と認める図書

(別紙1)

年 月 日

伊予市長 様

[委任者]

住 所

ふり がな  
氏 名

(署名又は記名押印)

電 話 ( ) —

浄化槽設置整備事業補助金交付申請に関する委任状

私は、下記の者を代理人に選任し、別添申請場所の浄化槽設置整備事業補助金交付申請に関する書類の提出一切を委任します。

記

[受任者]

住 所

ふり がな  
氏 名

電 話 ( ) —

(別紙2)

年 月 日

伊予市長 様

[申請者]

住 所

ふりがな  
氏 名

(署名又は記名押印)

電 話 ( ) -

### 浄化槽設置整備事業補助金交付申請に関する誓約書兼同意書

私は、浄化槽設置整備事業補助金交付申請に当たり、下記の全ての事項について誓約し、及び同意します。

#### 記

- 1 申請書の内容は、事実に相違ありません。
- 2 伊予市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条に定める補助事業者の要件を全て満たしています。
- 3 暴力団員でないことを確認するため、市が関係機関に照会することに同意します。
- 4 申請日時点において市税の滞納はありません。なお、市が市税の納付状況について税務担当課に照会し、税務担当課がこれに回答することに同意します。
- 5 補助金の交付の適否について審査するため、伊予市の住民記録情報を調査し、利用することに同意します。
- 6 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、補助金の受給後に交付要件に該当しないことが判明したとき及び補助金の交付の条件に違反したときは、既に交付を受けた補助金を返還します。
- 7 補助金の受給後にあっても、市が必要に応じて実施する検査等に協力します。
- 8 浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び水質検査を定期的実施し、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理に努めます。

【浄化槽設置場所】 \_\_\_\_\_

以上

(別紙3)

年 月 日

伊予市長 様

担当責任者： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

## 理 由 書

下記の件につきまして、既存槽撤去不可能のため関係書類を添えて報告します。

### 記

申請者氏名：

申請者住所：

#### (1) 概要

設置場所	伊予市				
申請区分	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 転換	人槽	既存槽	<input type="checkbox"/> くみ取り <input type="checkbox"/> 単独
工事業者					

#### (2) 理由

#### (3) 対応等

#### 【添付書類】

- (1) 既存槽の配置図及び現況写真
- (2) その他市長が必要と認める図書

様

伊予市長 武 智 邦 典

浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった浄化槽設置整備事業補助金について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 浄化槽設置整備事業補助金を交付（する。しない。）

交付金額 金 円

2 交付条件

- (1) 伊予市補助金等交付規則（令和3年伊予市規則第9号）及び伊予市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（令和 年伊予市告示第 号）の定めるところに従わなければならないこと。
- (2) 伊予市補助金等交付規則に基づく市長の命令及び補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したときは、当該補助金の額の確定後においても交付決定の全部又は一部を取消し、補助金の全部又は一部を市に返還させることがあること。
- (3) 市長が必要があると認めるときは、利用状況等について報告を求め、又は現地調査を行うことがあること。
- (4) 補助事業は、当該事業に着手する年度の2月10日までに完了し、当該年度の2月末日までに市の完了検査を受けこれに合格しなければならないこと。
- (5) 下水道等の供用が開始された場合は、関係法令の規定に基づく排水設備を設置し、当該下水道等に接続しなければならない。
- (6) 市が行う施工検査若しくは調査等又は報告に協力しなければならないこと。
- (7) 補助事業者は、補助事業が完了する年度の3月31日において、当該補助事業による合併処理浄化槽の設置場所又は当該合併処理浄化槽と接続する住宅の所在地に住所を有していること。

3 不交付の理由（補助金を交付しない場合）

伊予市長 様

住 所

ふりがな  
氏 名

電 話 （ ） ー

浄化槽設置整備事業補助金変更等承認申請書

令和 年 月 日付け伊予市指令第 号で、補助金交付決定を受けた浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を次のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更等の区分

(1) 補助金交付申請内容の変更

変更の具体的内容

(2) 補助事業の中止（合併処理浄化槽の設置を中止する。）

(3) 補助事業の廃止（合併処理浄化槽は設置するが補助事業はやめる。）

理由

※ 予定の期間内に補助事業が完了しない場合は、浄化槽設置整備事業補助事業完了遅延等報告書（別紙4）を添付してください。

(別紙4)

年 月 日

伊予市長 様

住 所

氏 名

電 話 ( ) -

浄化槽設置整備事業補助事業完了遅延等報告書

浄化槽設置整備事業の遅延等の状況について、下記のとおり報告します。

記

1 指令年月日	年 月 日	2 指令番号	伊予市指令第 号
3 設置場所			
4 交付決定額	円		
5 工期	申請時の期日		変更後の期日
	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	
6 予定の期間内に完了しない場合	事 由		
	今後の対応		
7 事業の遂行が困難な場合	事 由		
	今後の対応		

伊( )第 号  
年 月 日

様

伊予市長 武 智 邦 典

浄化槽設置整備事業補助事業内容変更等決定通知書

年 月 日付けで提出のあった浄化槽設置整備事業補助金に係る申請内容の変更については、次のとおり決定したので通知します。

記

1 指令年月日	年 月 日	2 指令番号	伊予市指令第 号
3 決定の区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
4 決定の内訳			

伊予市長 様

住 所

氏 名 ふりがな

電 話 （      ）                      ー

浄化槽設置整備事業完了報告書

浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 指令年月日	年 月 日	2 指令番号	伊予市指令第	号
3 設置場所	伊予市			
4 交付決定額	円	5 完了年月日	年 月 日	
6 事業費	工事費 (a)	円		
	交付決定額 (b)	円		
	撤去費 (c)	円		
	自己資金(a)-(b)-(c)	円		
7 施工業者	住 所		電 話	
	名称(氏名)			
	設備士氏名			

※ 添付書類

- (1) 点検業者及び清掃業者との業務委託契約書(写) (届出書添付の場合は除く。)
- (2) 法定検査依頼書の副本(写)又は法定検査契約書(写)
- (3) 設置工事の工事写真(施工基準に準拠し状況が把握できるもの。)及び浄化槽本体の形式が確認できる写真
- (4) 既存単独処理浄化槽等の撤去工事の写真及び撤去した既存単独処理浄化槽等の産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し(単独処理浄化槽等撤去費の補助を受ける場合)
- (5) 工事費請求書(写)及び領収書(写)
- (6) 浄化槽設備士が確認した浄化槽施工調書(別紙5)
- (7) その他市長が必要と認める図書

## 浄化槽施工調書

設置者			
設置場所			
検査項目	項目内容の注意点	確認	
1 流入管きよ及び放流管きよ勾配	汚物や汚水の停滞はないか。		
2 放流先の状態	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。		
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。		
	雨水や工場排水等が流入していないか。		
4 柵の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な柵が設置されているか。		
5 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。		
6 かさ上げの状態	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。		
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状態	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。		
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれてないか。		
	コンクリートスラブが打たれているか。		
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。		
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。		
10 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。		
	しっかり固定されているか。		
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。		
	しっかり固定されているか。		
	空気の出方や水流に片寄りはないか。		
12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。		
	しっかり固定されているか。		
	薬剤筒は傾いていないか。		
13 ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働の状況	ポンプ柵に変形や破損はないか。		
	ポンプ柵に漏水のおそれはないか。		
	ポンプが2台以上設置されているか。		
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。		
	ポンプの固定が十分行われているか。		
	ポンプの取り外しが可能か。		
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。		
14 ブロワーの設置、稼働状態	防振対策がなされているか。		
	固定が十分行われているか。		
	アースはなされているか。		
	漏電のおそれはないか。		
上記のとおり確認したことを証します。			
年 月 日			
担当浄化槽設備士氏名			
( 浄化槽設備士免状の交付番号 )			

様式第6号（第11条関係）

伊（ ）第            号  
年    月    日

様

伊予市長    武 智 邦 典

浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書

年    月    日付けで実績報告のあった浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額    金                            円

伊予市長 様

住 所

フリガナ  
氏 名

電 話 ( ) -

浄化槽設置整備事業補助金請求書

下記の金額を請求いたします。

請求金額 金 円

ただし、年 月 日付け伊予市指令第 号による、浄化槽設置整備事業補助金

この補助金は、下記の口座へ振り込んで下さい。

1 金融機関名	銀行 本店	
	金庫 支店	
2 預金種別	( ) ( )	
	(1) 普通(総合を含む。) (2) 当座 (3) その他( )	
3 口座番号 ※番号は右詰めで記入	店番	口座番号
4 口座名義人 ※名字と名前の間は1マスあけ、左詰めで記入	フリガナ	
	氏名	